

感染拡大警報の発令等について

令和4年8月11日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 感染拡大警報の発令

- ・ 8月10日には新規感染者数が過去最多の1,351人となり、同様に、病床使用率も8月10日に60.7%となるなど、医療提供体制がひっ迫しつつあることから、警戒を強化する必要がある。
- ・ 感染者の増加傾向が続くと見込まれる中で、人流が拡大する時期に入ることから、「感染拡大警報」を発令する。
- ・ 「BA.5対策強化宣言」については、国と協議中である。
- ・ 感染警戒レベルは2を維持する。

2 県民への要請内容等

(1) 特に注意をお願いしたい事項

- ① 発熱等の症状のある方（小学生未満の方、65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊婦の方、すでに医療機関や保健所で陽性の診断を受けている方を除く。）のうち、若年者など重症化リスクが低い方や軽症の方は、「秋田県検査キット配付・陽性者登録センター」の活用をお願いする。
- ② 救急医療機関や救急車の適正な利用をお願いする。
- ③ 帰省等で県外と往来する際には、出発地で事前検査を受けるようお願いする。
- ④ 高齢者施設等においては、面会を制限することに加えて、従事する職員についても、その家族を含め感染対策の徹底をお願いする。
- ⑤ お盆休みなどで普段接していない人達との会食においては、特に注意を徹底すること。
- ⑥ あらゆる状況下において全面換気を徹底すること。
- ⑦ ワクチンは重症化を防ぎ、医療体制を守ることにつながるので、3・4回目のワクチン接種券をお持ちの方には、早めの接種をおすすめする。

(2) 徹底した換気の実施とクラスターの発生防止

- ① 各種事業所、高齢者施設、病院、学校、児童関連施設等（いずれの施設もそのロッカールームや食堂を含む）においては、エアコンを使っている場合でも、熱中症に留意しながらこまめに窓を開け、完全に外気と入れ替えること。
- ② 事業所においては、時差出勤や在宅勤務等による接触機会の低減、従業員の体調確認、体調不良者の休暇取得等の取組を進めること。
- ③ イベントの主催者においては、イベントの準備段階を含め、感染防止に注意を払うこと。

(3) 基本的な感染防止対策

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底すること。
- ② 集会、イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などを徹底すること。

- ③ 職場や飲食店等における業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策を徹底すること。
 - ④ 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用すること。
- ※上記の一般検査事業は8月末まで継続する。